

令和6年度朝日町友好の町交流事業参加支援補助金交付要綱

制定 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、友好の町七ヶ浜町で開催される交流事業等に朝日町の民間団体の参加を支援し、もって交流推進を図るため交付する朝日町友好の町交流事業参加支援補助金（以下「本補助金」という。）に関し、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者等)

第2条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者等」という。）は、朝日町民で構成される民間団体とする。

(補助対象の交流事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる交流事業等（以下「補助対象の交流事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する交流事業又は七ヶ浜町を訪れて実施するボランティア活動とする。

- (1) 七ヶ浜町の民間団体と交流するものであること。
- (2) 経済、文化、歴史、スポーツ等の分野を問わず、朝日町と七ヶ浜町の町民が参加し、町民レベルでの交流を推進するものであること。
- (3) 七ヶ浜町及びその周辺市町で開催されるものであること。
- (4) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象の交流事業の参加に要する旅費で、次に掲げるものとする。

- (1) 交通費（飛行機、汽車、バス等の公共交通機関の運賃の実費）
- (2) 車両借上料
- (3) 使用料（有料道路使用料等）
- (4) 燃料費（ガソリン代等）
- (5) その他必要と認められる経費

(補助金の額)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（5万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付のうえ、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号またはこれに準ずる様式）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号またはこれに準ずる様式）
- (3) 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 補助金交付決定通知書には必要な条件を付することができる。

(計画変更)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額
- (2) 事業費の30パーセントを越える増減
- (3) 事業の中止及び廃止

2 規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業完了後速やかに補助金実績報告書（別記様式第4号）に下記の書類を添付のうえ、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号またはこれに準ずる様式）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号またはこれに準ずる様式）
- (3) 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(補助額の確定及び通知)

第10条 町長は前条の報告等があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、確定通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 申請者は確定通知書を受領後、請求書（別記様式第5号）を提出するものとする。町長は請求書を受領後、補助金を交付するものとする。

2 町長は補助金の目的を達成するため、特に必要と認めるときは、第10条及び前項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算払い（別記様式第6号）により交付することができる。

(検査等)

第12条 町長は、補助金の交付を受けたものに対して、事業に関する指示又は検査をすることができる。

(備付帳簿)

第13条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(決定の取消し)

第14条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和7年3月31日限り、その効力を失う。